日進市自治基本条例と他市条例との比較について

平成25年度以降に施行された他市自治基本条例の条項のうち、日進市自治基本条例に規定のない主な条項について、本市の状況は次のとおり。

1 説明責任

例 「安曇野市自治基本条例(長野県)」

(政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げ た目標等を市民に分かりやすく説明をするものとする。

【本市の状況】

○ 日進市自治基本条例第21条(開かれた市政運営)の規定に市民への説明責任に関する趣旨が含まれている。

(開かれた市政運営)

- 第21条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市 政の運営を行わなければなりません。
- 日進市自治基本条例第24条(財政)の規定に、財政に関する市民への 説明責任に関する規定がある。

(財政)

第24条 略

2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかり やすく説明しなければなりません。

2 政策法務

例 「茂原市まちづくり条例(千葉県)」

(政策法務)

- 第27条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次の各号に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。
- (1)条例や規則の制定等の自治立法を行うこと。
- (2)国の法令等を解釈し、運用すること。
- (3)提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること。

【本市の状況】

○ 日進市自治基本条例第4条(自治の基本原則)の規定に政策法務に関する趣旨が含まれている。

(自治の基本原則)

- 第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。
 - (1) (2) 略
 - (3) 自立した自治体 日進市は、<u>自立した自治体として、国及び愛知</u> 県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任にお いて、市政を行います。
- 日進市自治基本条例第18条の規定に行政の体制の充実に関する趣旨 が含まれている。

(柔軟な組織の形成)

第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、<u>効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制</u>をつくらなければなりません。

3 こどもの権利等

例 「太宰府市自治基本条例(福岡県)」

(子どもの権利等)

- 第7条 子どもは、健やかに成長する権利を有する。
- 2 子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有 する。
- 3 市民及びコミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。
- 4 市民及びコミュニティは、子どもがまちづくりの主体として学び育っていけるよう、環境の整備に努めるものとする。
- 5 議会及び市長等は、子どもが、自らがまちづくりの主体であること を自覚しながら成長できるよう、環境の整備に努めるものとする。
- 6 議会及び市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明 できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに 活用する仕組みの構築に努めるものとする。

【本市の状況】

○ 日進市自治基本条例第15条の規定に子どもの市政への参加や子ども に対する支援に関する趣旨が含まれている。

(市民参加)

第15条 略

- 2 <u>子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加</u>することができ、<u>能力に応じた役割を果たす</u>ことができます。
- 3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、<u>適</u>切な支援に努めます。

○ 日進市未来をつくる子ども条例第4条から第14条までの規定に子ど もの権利に関する趣旨が含まれている。

第2章 子どもの大切な権利

(権利の保障と尊重)

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で 大切な権利として、保障されます。

第5条(愛される権利)、第6条(守られる権利)、第9条(学ぶ権利)

等

4 公益通報

例 「太宰府市自治基本条例(福岡県)」

(公益通報)

第26条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係わる違法又は不当な行為について、別に定めるところにより、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより、不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【本市の状況】

○ 日進市自治基本条例には、公益通報に関する趣旨の規定はないが、「日進市職員等公益通報処理要綱」(平成23年日進市要綱第14号)を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における法令遵守を推進している。

5 国際交流

- 例 「だいせんまちづくり基本条例 (秋田県大仙市)」 (国際交流)
- 第25条 市及び市民は、これからのまちづくりにおいて国際的な視点 が重要であることを認識し、積極的に国際交流を促進するよう努めま す。

【本市の状況】

○ 日進市自治基本条例には、国際交流に関する趣旨の規定はないが、平成 19年4月に、オーエンズボロ市、デーヴィス郡、オハイオ郡と姉妹都市 /地域提携を締結するほか、市内の大学と連携して、保育園への外国人留 学生の訪問事業や子ども大学にっしんでの英会話教室などを実施してい る。